

全学共通授業科目・教養教育院開講科目における不正行為について

神戸大学教養教育院では、定期試験、授業中における試験や成績評価のためのレポートにおいて、次の行為を実行した場合は、不正行為と認定することがあります。

不正行為と認定された場合は、所属する学部により処置の内容は異なりますが、不正行為があった学期（前期の場合は第1クォーター及び第2クォーター，後期の場合は第3クォーター及び第4クォーター）に履修する全学共通授業科目の成績は全て無効とします。

オンラインの場合も同様に厳正な処置がとられますので、これらの不正行為や不正行為と疑われるような行為はくれぐれも慎んでください。

<定期試験または授業中における試験>

- (1)受験のために許可された物品以外（筆箱，下敷き，パソコン及び携帯電話等の通信機器を含む）を机上，または机の中に置いていた場合
- (2)持ち込みが許可されていないノート，教科書，配付資料，参考書，メモ等を参照していた場合
- (3)他人の答案を写す，または他人に答案を写させた場合
- (4)受験者本人に代わって受験した，または他人に代理受験を依頼した場合
- (5)試験内容について私語を交わす，または試験の妨害をした場合
- (6)試験監督者の指示に従わなかった場合
- (7)その他，試験の公正性を損なう行為や成績評価を妨げる行為を行った場合

<成績評価のために課すレポート等>

- (1)他人の作成したレポート等の内容を書き写す（内容の一部書き換えを含む）、または他人にレポート等の内容を作成させた場合
- (2)故意に他人にレポート等の内容を書き写させる，または他人に作成したレポート等を提供した場合
- (3)レポート等の作成において剽窃（他人の著作物の内容等について出典を明記せず、自分の作成した内容とする等）した場合
- (4)レポート等の作成においてデータや画像の改ざん，捏造を行った場合
- (5)その他，レポート等の公正性を損なう行為や成績評価を妨げる行為を行った場合

令和4年4月13日
神戸大学大学教育推進機構教養教育院